

伊勢市条例第 号

伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例

伊勢市議会基本条例（平成 29 年伊勢市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

第 25 条を第 26 条とし、第 24 条を第 25 条とし、第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を次のように改める。

（議会事務局）

第 23 条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

第 21 条を第 22 条とし、第 8 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 7 条第 2 項中「表明することができる」を「表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（政策立案及び政策提言）

第 6 条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

これは、市政に対する政策立案及び政策提言等に関する規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(政策立案及び政策提言)</u></p> <p>第6条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(会派)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を<u>表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>第6条 略</p> <p>(会派)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を<u>表明することができる。</u></p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 略</p>

第11条	略	第10条	略
第12条	略	第11条	略
第13条	略	第12条	略
第14条	略	第13条	略
第15条	略	第14条	略
第16条	略	第15条	略
第17条	略	第16条	略
第18条	略	第17条	略
第19条	略	第18条	略
第20条	略	第19条	略
第21条	略	第20条	略
第22条	略	第21条	略
(議会事務局)		(議会事務局)	
第23条	<u>議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。</u>	第22条	<u>議会は、議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。</u>
第24条	略	第23条	略
第25条	略	第24条	略
第26条	略	第25条	略